

平成27年2月定例会 環境対策特別委員会（事前）

平成27年2月10日（火）

〔委員会の概要〕

丸若委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。さきの委員会以降、大西委員から調査計画書の提出がありました。内容は、2月3日から4日まで、東京都において地球温暖化防止活動推進施設の運営状況及び水素社会の推進について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。なお、議長及び委員長宛て、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①②）

【報告事項】

- 徳島県災害廃棄物処理計画（案）について（資料③④）
- 第1期徳島県ニホンザル適正管理計画（案）について（資料⑤⑥）

福井県民環境部長

それでは、お手元にお配りをいたしております環境対策特別委員会説明資料及び環境対策特別委員会説明資料（その2）によりまして、2月定例会県議会に提出を予定いたしております環境対策関係の案件及び平成27年度環境対策関係主要施策の概要等につきまして、御説明を申し上げます。私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係の事項について御説明を申し上げ、その後、順次、各所管部長から御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。今回御審議いただきます案件は、平成27年度一般会計予算（案）及びその他の議案等といたしまして条例案3件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。平成27年度県民環境部関係の主要施策の概要につきまして、2ページまで8項目を記載いたしております。その概要について、御説明申し上げます。

1の総合的な環境施策の推進では、環境首都・先進とくしまの実現を目指し、環境首都とくしま・未来創造憲章の普及を進めるとともに、環境教育の拠点であるエコみらいとくしまにおいて、多様な環境活動や環境学習・教育の取組を支援してまいります。

2の地球温暖化対策の推進では、低炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策推進計画に基づき、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本県の豊富な自

然エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進してまいります。

3の循環型社会形成の推進では、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などによる資源の循環的な利用を基調とする社会形成を目指し、各種リサイクル法の推進を図ってまいります。

4及び5の産業廃棄物、一般廃棄物処理対策の推進では、県独自の優良処理業者認定制度により、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、第三期徳島県廃棄物処理計画に基づき、ごみ減量等を推進し、循環型社会の形成を図ってまいります。

6の人と自然との調和の推進では、鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の適切な保護管理に努めるとともに、適正な狩猟対策を推進します。

2ページをお開きください。7の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、公害防止対策の推進を図るため、大気、水質等の常時監視や、発生源に対する指導等を行うとともに、化学物質の適正な管理や汚染土壌の拡散防止対策等の促進など、環境汚染の未然防止に努めてまいります。

8の環境影響評価の推進では、開発行為の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努めてまいります。以上が、県民環境部の平成27年度環境対策関係の主要施策の概要でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。各部の環境対策関係の一般会計予算についてでございます。環境対策関係の平成27年度一般会計当初予算の総額は、総括表の左から2列目のA欄の一番下、計欄に記載のとおり、23億4,501万円となっております。

平成27年度当初予算編成に当たりましては、当初予算で計上を必要とする義務的な経費や継続的な事業に係るものなど骨格予算としておりますことから、前年度当初予算額と比較いたしますと、22億7,463万8,000円の減額、率にいたしますと、50.8パーセントとなっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

このうち県民環境部の平成27年度一般会計当初予算の総額は、同表の上から2段目のA欄に記載のとおり、7億9,373万4,000円となっております。前年度当初予算額と比較いたしますと、9億676万6,000円の減額、率にいたしますと、46.7パーセントとなっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。イの部別主要事項でございます。

環境首都課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①、一般環境対策費のAの新規事業、「きみもさんかして！」環境意識啓発事業による環境首都とくしま・未来創造憲章を広く県民に普及するための取組をはじめ、イの新規事業、とくしま低炭素型社会づくり推進事業や、ウの新規事業、「ライフスタイルの転換」ステップアップ事業など、地球温暖化対策をはじめ環境施策の推進に要する各種事業の経費を計上しております。環境首都課の予算総額は、3億6,402万9,000円となっております。

7ページを御覧ください。環境指導課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄②、廃棄物処理施設管理指導費のイの新規事業、第四期徳島県廃棄物処理計画策定事業による廃棄物の減量化を図るための計画策定経費など、産業廃棄物の発生抑制や適正処理を促進するための経費をそれぞれ計上いたしております。環境指導課の予算総額は、1億2,762万8,000円となっております。

8ページをお開きください。自然環境戦略課関係でございます。目名、環境衛生指導費

の摘要欄①、鳥獣等保護費のイの新規事業、ニホンザル適正管理事業など、野生鳥獣の適正管理に要する経費を計上いたしております。自然環境戦略課の予算総額は、9,822万円となっております。

次に、環境管理課関係でございます。目名、公害対策費の摘要欄②、大気汚染対策費のイの新規事業、“とくしまのそら”はぐくみ事業などPM2.5をはじめとする大気汚染対策を推進するための経費を、9ページの④水質汚濁対策費の新規事業、イのいのち育む水と人がふれあう「里海」推進事業、ウ的那賀川下流域・地下水モニタリング強化事業など、水質の汚染状況の常時監視や発生源への立入調査の実施に要する経費をそれぞれ計上いたしております。環境管理課の予算総額は、2億385万7,000円となっております。

飛びまして18ページをお願いいたします。その他の議案等の条例案でございます。今議会におきまして、3件の条例改正を提出することといたしております。

まず、アの徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例につきましては、土壤汚染対策法の一部が改正され、土壤汚染状況調査等を行う指定検査機関の指定などの権限が国から県に移譲されることに伴い、その事務に係る審査手数料等を定めるほか、所要の整備を行うものでございます。

次に、イの徳島県自然環境保全条例等の一部を改正する条例につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の法律名が改正されたことに伴い、関係条例について、所要の整理を行うものでございます。

19ページのウの徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例につきましては、環境影響評価法の一部が改正され、方法書の作成前の手続として計画段階配慮書の手続が創設されたことなどに伴い、所要の整備を行うものでございます。以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、二点御報告させていただきます。お手元にお配りの資料1-1を御覧ください。まず、第一点目は、徳島県災害廃棄物処理計画（案）についてでございます。

さきの12月県議会におきまして、御報告させていただきました計画の骨子を元に市町村や庁内の関係部局と連携して計画（素案）を作成し、パブリックコメントを経て、資料1-2のとおり、計画（案）をまとめたところでございます。

1ページの2の計画（案）の主な内容でございますが、基本的な考え方として、災害廃棄物の処理については、発災後3年以内で終わることを目標とするとともに、域内処理、再資源化の徹底を図ってまいります。

2ページをお開きください。国の災害廃棄物対策指針に沿って平常時、応急対応時から復旧、復興時までの各段階におけます災害廃棄物処理業務の概要をお示しをいたしております。今後は、県議会での御論議を頂いた後、本年度中に計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、資料2-1を御覧ください。二点目は、第1期徳島県ニホンザル適正管理計画（案）についてでございます。

1の計画策定の背景及び目的につきましては、日本猿による農林業被害の防止や生活環境の保全を図るため、日本猿の管理方針を明確にし、その生息数の適正な水準への減少と生息地の適正な範囲への縮小を目的として、本計画を策定するものでございます。

3の計画の期間につきましては、改正鳥獣保護法の施行日であります平成27年5月29日

から平成29年3月31日までといたしております。

2ページをお開きください。6の管理の目標といたしましては、加害猿の群れの動向と被害状況を踏まえ、群れごとの特性に応じた順応的管理を行い、人と猿とのあつれきの低減を図り、10年後までに加害群の半減を目指します。

7の加害群、個体数管理の考え方につきましては、3ページのイメージ図のとおり、加害レベルや群れの状況に応じた個体数管理を進めてまいりたいと考えております。

9の今後の予定といたしましては、県議会で御論議を頂きますとともに、パブリックコメントの実施、徳島県環境審議会での御審議の後、本年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

梅崎農林水産部副部長

農林水産部関係について、御説明申し上げます。お手元の説明資料の2ページをお開きください。初めに、農林水産部平成27年度主要施策の概要について、御説明申し上げます。

まず、一点目の環境と調和した農畜水産業の推進につきましては、化学肥料や農薬に過度に頼らない、持続性の高い農業を推進するとともに、環境汚染防止を推進するため、畜産環境対策に取り組んでまいります。また、地域資源の有効活用とCO₂削減による地球温暖化対策を図るため、小水力など再生可能エネルギーの利活用の推進に努めてまいります。

二点目の環境を重視した多様な森林^{もり}づくりの推進につきましては、造林や間伐など森林整備を進めるとともに、議員御提案により制定していただきました徳島県豊かな森林を守る条例に基づき、公有林化や保安林の適正な管理、協働の森づくりなどに取り組んでまいります。また、水源かん養機能の強化などを図るため、治山事業を推進してまいります。

三点目の鳥獣による被害防止対策の推進につきましては、農作物等の被害防止を効果的に進めるため、侵入防止柵の整備やICTを活用した捕獲おりの導入など、地域の取組を支援するとともに、被害対策を担う人材やモデル集落の育成、捕獲した鹿などを食肉として利活用する取組を推進してまいります。

続きまして4ページをお開きください。提出予定案件ですが、平成27年度一般会計当初予算について、総括表の上から2段目、農林水産部合計では、骨格予算として編成しておりますことから、9億5,434万円をお願いしております。平成26年度当初予算と比較いたしまして、14億434万5,000円の減額となっており、率にいたしますと、40.5パーセントとなっております。財源内訳については、右側に記載のとおりでございます。

続きまして10ページをお開きください。農林水産部の主要事項について、御説明申し上げます。

畜産課でございますが、畜産振興費では、摘要欄①のイ、畜産バイオマス利活用整備事業におきまして、家畜排せつ物等の処理施設整備などに要する経費として、900万円を計上するほか、環境保全に対する農家の指導、堆肥の利活用等を推進する経費など、畜産課合計で、987万3,000円をお願いしております。

次に、水産課でございますが、水産業振興費では、摘要欄②のアの新規事業、内水面カワウ対策推進事業におきまして、かわうによる内水面漁業への被害対策の推進に要する経

費といたしまして、150万円をお願いしております。

続きまして、農林水産技術支援本部でございますが、農作物対策費では、摘要欄①のア、人と環境に優しい農業推進事業におきまして、エコファーマーの育成や農産物をPRするための経費として、516万6,000円を計上するなど、農林水産総合技術支援本部合計で、1,139万円をお願いしております。

11ページを御覧ください。農村振興課でございます。農業総務費では、摘要欄①のイの新規事業、鳥獣被害予防対策等推進事業におきまして、新たに鳥獣被害対策強化月間を設けるとともに、予防的な被害対策に取り組むモデル集落の育成などに要する経費といたしまして、900万円を、ウの新規事業、「阿波地美栄」等地域資源化促進事業におきまして、ハラールにも対応した食肉供給体制の構築などに要する経費といたしまして、500万円を計上するなど、農村振興課合計で、1億5,900万円をお願いしております。

続いて、農業基盤課でございますが、土地改良費では、摘要欄①の団体営土地改良事業費におきまして、小水力発電施設整備に要する経費として、500万円をお願いしております。

林業戦略課でございますが、目欄最下段の造林費では、摘要欄②の森林環境保全整備事業におきまして、造林や間伐など森林整備の支援に要する経費といたしまして、6億2,368万4,000円を計上するほか、12ページに記載のとおり、摘要欄④のア、未来へつなぐ森林づくり事業として、重要な森林の取得などに要する経費といたしまして、2,629万円を計上するなど、林業戦略課合計で、7億346万8,000円をお願いしております。

続いて、森林整備課でございますが、摘要欄①の治山事業におきまして、5,306万円を計上するほか、③のア、「とくしま県版保安林」整備管理事業におきまして、徳島県版保安林の計画的な指定や整備に要する経費といたしまして、400万円を計上するなど、森林整備課合計では、6,410万9,000円をお願いしております。以上、農林水産部合計といたしましては、最下段合計欄に記載のとおり、9億5,434万円をお願いしております。

続きまして、平成26年度2月補正予算案（先議分）について、御説明申し上げます。お手元の環境対策特別委員会説明資料（その2）の1ページを御覧ください。総括表の上から2段目の、農林水産部の補正額欄に記載のとおり、今回、1億4,100万円の増額補正をお願いしており、補正後の予算総額は、25億1,143万5,000円となります。また、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。主要事項につきまして御説明申し上げます。林業戦略課でございますが、目欄3段目の造林費におきまして、国の補正予算に呼応し、造林、間伐など森林整備の支援に要する経費といたしまして、9,600万円の増額補正をお願いするものでございます。また、森林整備課におきましては、治山費といたしまして、水源かん養機能等を高めるための治山施設や森林の整備に要する経費といたしまして、4,500万円の増額をお願いするものでございます。

続いて5ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、この度補正予算をお願いしております林業戦略課、森林整備課の事業におきまして、適切な事業期間を確保し、森林整備事業を円滑に進めるため、1億4,100万円の繰越しをお願いするものでございます。以上でございます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしく申し上げます。

朝日県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料3ページをお開きいただきたいと思います。県土整備部におけます平成27年度主要施策の概要でございます。

まず、1の河川浄化の推進といたしまして、汚濁の著しい県管理河川におきまして、堆積汚泥の除去等を実施してまいります。

次に、2の生活排水対策の総合的な推進といたしまして、汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

続きまして4ページをお開きください。県土整備部の平成27年度一般会計当初予算につきましては、表の上から3段目、5億8,710万6,000円を計上いたしております。前年度当初予算額と比較して、3,653万円の増、率にいたしまして、106.6パーセントとなっております。

続きまして5ページを御覧ください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、8億6,860万1,000円を計上しております。前年度当初予算と比較いたしまして、1億6,494万7,000円の増、率にして、123.4パーセントとなっております。

内訳につきましては、13ページをお願いいたします。県土整備部一般会計でございます。

住宅課におきましては、表の右摘要欄に記載をいたしておりますとおり、民間建築物アスベスト対策費といたしまして、民間建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査や除去工事の支援に要する経費といたしまして、120万円を計上いたしております。

河川振興課におきましては、汚濁の著しい河川の堆積汚泥の除去等に要する経費のほか、海岸漂着物の回収、処理等に要する経費といたしまして、1,500万円を計上しております。

水・環境課におきましては、浄化槽の整備促進と適正な維持管理の推進に要する経費など、次の14ページにありますけれども、合計で5億5,490万6,000円を計上しております。

また、運輸政策課におきましても、海岸漂着物の回収、処理等に要する経費といたしまして、1,600万円を計上しております。

15ページを御覧ください。水・環境課所管の流域下水道事業特別会計でございます。旧吉野川流域下水道の維持管理に要する経費など、合計で8億6,860万1,000円を計上いたしております。

資料の17ページをお開きください。地方債についてでございます。流域下水道事業特別会計におきまして、1億4,800万円を限度として、事業の財源に県債を充てることといたしております。起債の方法、利率等は資料の表に記載のとおりでございます。なお、今回、平成26年度2月補正の先議でお願いする提出予定案件はございません。県土整備部関係の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

松山教育次長

2月定例会に提出を予定しております、教育委員会関係の案件は、平成27年度当初予算案でございます。その概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の3ページをお開きください。初めに、教育委員会関係の平成27年度主要施策の概要についてでございます。

環境教育の充実につきましては、社会の変化に対応した多様な教育の実現を図るため、学校版環境ISOの取組をステップアップし、学校と地域がより一層連携し、社会や学校の状況に応じた環境学習を行う取組に進化させた新学校版環境ISOへの移行等を推進することにより、将来にわたり環境保全に対する意識の高い児童、生徒及び郷土を愛するモラルの高い児童、生徒の育成に努めてまいります。また、エネルギー教育や放射線教育を実施することにより、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解を促進してまいります。

次に、4ページを御覧ください。平成27年度一般会計当初予算額でございますが、総括表にございますように、教育委員会合計で、983万円をお願いしておりますが、前年度当初予算額に比べ、5万7,000円の減額となっております。

この内容につきまして、16ページをお開きください。学校政策課の目名、教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費におきまして、環境・エネルギー教育推進事業といたしまして、環境教育の推進を図るため、新学校版環境ISOの取組に要する経費として23万円を、また、環境・エネルギー教育支援事業といたしまして、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解の促進を図るための経費として960万円を、それぞれ計上しております。教育委員会は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

大西委員

説明資料の13ページでございますが、県土整備部の一般会計、住宅課の予算で、民間建築物所有者等が行うアスベスト含有調査除去工事の支援を要する経費として、120万円が計上されております。これは私も最近詳細に勉強しておりませんで、予算が120万円という、何か普及啓発費のような、チラシを作るような、少額のようなんですが、除去工事の支援ということになっておりますが、まずこれはどういうことをされるのか。それから私の勉強不足でございますので、ちょっと教えてもらいたんですが、アスベストの問題が発生してから、もう30年あるいは35年、40年近くたつんじゃないかなと思います。現時点で徳島県内でアスベストを使っている、あるいは使っていると思われる建築物が徳島県内にはどれぐらいあるのか、そういった建築物にどれぐらいアスベストがまだ残っているのか、こういうようなことが分かっておられるのかなと思うんですけど、そこら辺の概要について教えていただきたいと思います。

藤本住宅課建築指導室指導・宅建担当室長補佐

民間建築物アスベスト調査・除去工事補助事業の概要と、県内でどのぐらい該当するものがあるかという御質問でございます。

まず、民間建築物アスベスト調査・除去工事補助事業の概要でございますが、具体的に

は民間建築物の所有者が行うアスベストの含有調査でありますとか除去工事、これについて補助する事業でございます。アスベスト調査、除去工事を行う民間建築物の所有者等に市町村が補助を行う場合、工事費を事業者が3分の1、残りの3分の2を市町村、県、それと国が補助する事業でございます。これは、平成18年から制度を創設しております。

それともう一点、県内でどのぐらい該当しているものがあるかということでございますが、平成17年度に国土交通省から調査の依頼がありまして、延べ面積1,000平方メートル以上の民間建築物で、昭和31年から平成元年までに着工したものを対象とした全国調査を実施しております。

県内では、対象となる1,757棟を調査いたしまして、このうち39棟で吹き付けアスベストが使用されていたことが分かりました。それからずっと改善指導を行いまして、39棟のうち34棟までは除去なり、封じ込めなりの対策が行われております。残る5棟につきましても、機械室などでの使用が多く、一般の方への影響は低いと考えておりますが、引き続き指導を行ってまいります。

大西委員

分かりました。よく分かるように説明をしていただきました。

アスベストの問題は非常に健康に害を及ぼすということで、国を挙げて対策をとるということになってもう久しいと思うんですが、それで県内の状況としてはアスベストを使っている、あるいは使っていると思われる建築物で、規定の1,000平方メートル以上ということですか、その建築物で、対策を施していないのが県内で5棟残っているということですね。残り5棟ということで、最後に残ったのはなかなか難しいんではないかと思うんですが、120万円予算を組んでおりまして、これは補助制度だということで御説明がありましたが、120万円で残り5棟の対策を全部施せるのでしょうか。これは当然補助ですから、補助経費ですから、建物の所有者がやると、対策をやるということを行わなければ、申請しなければ前へ進まないとは思いますが、120万円であと残り5棟、所有者が申請すれば残り5棟は一応対策を施して0になるのでしょうか、どうなんでしょうか。そこら辺の見通しをお聞きしたいと思います。

藤本住宅課建築指導室指導・宅建担当室長補佐

予算で計上しております120万円の内容についてでございますが、これは過去に除去工事をいたしました実績を基に、大体の単価を参考にしておりまして、今計上しておりますのは2棟ぐらいの建物を想定しております。県が6分の1補助をいたしますので、1棟につき60万円ぐらいということで、2棟分計上しております。

それで、残りの5棟について、これで全部いけるかということでございますが、施工面積とか施工内容によりまして、個々に工事の除去費が異なります。それぞれ除去工事費は差があると思っておりますので、今計上しておるのは、2棟分あればこれで対応するというように計上しております。

大西委員

分かりました。今御説明を受けた上で、私の意見としては、残り5棟までできております

ので、環境首都とくしまを標榜^{ぼう}する徳島県としては、早くこのアスベストの問題に片を付けるということも必要なのではないかなと思います。補正予算ということもできるのかもかもしれませんが、最後、残り5棟、先ほども申し上げましたように、民間建築物でございますので、所有者の意向、所有者がどうするか、その対策を施そうとしているのかしていないのか、申請をするのかしないのかによって、行政の動き方は違ってくるとは思いますが、積極的に来年度、もう27年度に決着を付けるべく、残り5棟の所有者に対して働き掛けをするべきではないかと思うんです。働き掛けをして、できれば来年度、27年度、民間建物でアスベストを使っているものの対策を全て完了して、建物の数を0にするべきだと思うんですけども、いかがでございますでしょうか。

藤本住宅課建築指導室指導・宅建担当室長補佐

既に、含有が判明しております建築物につきましては、今年度も関係市と連携をしまして、直接所有者に働き掛けをしております。今後につきましても、また来年度につきましても市町村と連携しまして、所有者の方に、更に積極的に除去等について説明をしていきたいと考えております。

大西委員

頑張っていたきたいと思います。所有者が民間の建物ですので、担当の室長補佐が答弁しても、県土整備部長、副部長が答弁しても余り変わらないと思いますので、とにかく県土整備部挙げて、これは是非とも早く0にしていくように頑張っていたきたいと思います。

それから、次に、予算の中でお聞きをしたいのが6ページ、環境首都課の予算で、水素エネルギー導入検討事業というのがございます。100万円計上されておるわけですが、新聞でこの1月でしたか、今年に入ってから、初めての水素社会の実現に向けての委員会というか、検討会というか、そういうものをされたというふうに新聞では拝見をいたしました。せっかくでございますので、簡略に、もう簡潔に結構です。その1月、どういう内容で会議をしたのか、それからその後、27年度も導入検討事業ということで予算を取っておりますけども、27年度はどういうふうにして、水素エネルギー導入、水素社会の実現を進めていくのかということについて、これも簡潔に、今後27年度の方向性を教えていただきたいと思います。

北川自然エネルギー推進室長

ただいま委員より、水素グリッド導入連絡協議会につきまして、どのような議論が行われたのか、今後どのように進めていくのかといった二点を御質問いただきました。

1月23日に開催された協議会では、四国大学の松重学長を委員長に、自動車会社、それから水素製造、販売事業者の皆様にご参加いただきまして、水素エネルギーの普及に向けて、熱心に御論議を頂いたところでございます。

会議では、燃料電池自動車を災害時に活用してはどうか、県民の皆様へ正しく理解していただくための啓発も必要、それから水素ステーションの普及に向けまして、関西広域連合のネットワークの中で徳島としてメリットを生かして取り組んでいってはどうかといっ

たような議論を頂いたほか、水素ステーションの補助金等々もありますので、そういったことを積極的に活用してはどうかというところも頂いております。

今後でございますが、事業者の皆様から頂いた課題等を整理いたしまして、今後どのような形で方向性を出していくのかといったことを、次回の会議でまた議論してまいりたいと思っております。

大西委員

次回の会議は、いつ頃されるんでしょうか。それで、27年度の取組、ちょっとよく分からなかったんですけども、最後水素ステーションをすとかいう話だったんですけども、それを目指していくみたいな趣旨の御答弁でしたが、27年度、県担当部局としては、水素ステーション実現に向けて具体的な方向に進めていかれようとしているのかどうか、そこら辺をお聞きしたいです。

北川自然エネルギー推進室長

次回というのは、まだちょっと決めておりません。まだ決まっておりませんが、できるだけ早くやりたいと考えております。

それと、新年度におきまして、どのような形でやっていきたいのかといったところかと思えます。

水素ステーションにおきましては、事業主体が民間となります。このため、民間事業者の方の意識の醸成を図ってまいりたいと考えているところでございます。協議会に御参加いただいている水素販売会社、1社がメンバーで、1社がオブザーバーとして参加していただいているところでございますが、国内の水素のトップ企業2社でございます。こういった方たちにメンバーで今御参加していただいて、前向きに御協力を頂けるということで、今感謝しているところでございます。

今後、そういったところで民間が経営判断を求められるところではございますが、まずは協議会において、先ほど御説明した機運醸成を図っていくことが重要であると考えております。

大西委員

この水素ステーション、水素エネルギーの導入というのは、知事が一生懸命言っている割には、担当部署の方は何かえらい消極的だなということを感じて思うんですけども。

以前、知事とも話をしましたら、知事としては、水素社会の実現に徳島はかなり力を入れていきたいということで、なおかつ水素ステーションを実現化していきたいみたいなことで話をしていました。知事はいつもお話をしていると、今にでも、来年にでもするんだみたいな言い回しをするんですけど、なかなかそういうわけにもいかないのかもしれませんが、かなり力が入っていることは確かであります。

それで、九州大学、一緒に行かれましたか。九州大学にも視察に行かれたような話でございます。九州大学では、水素ステーションで水素を充填しているというお話をされておりました。

私も委員長が御報告をされたように、東京都に行って練馬水素ステーションを見させて

いただきました。それで、感想とか、いろいろお聞きをしたことによりますと、これが一概に水素ステーションと言っても、なかなかガソリンスタンドを造るような具合にはいかない。つまり具体的に設置をしようと計画を考えてから、大体最低でも2年、普通でも3年ぐらいはかかるでしょうというような話でございました。

経済産業省の補助金もありますので、これも受けるとすれば、その補助金の申請だけでも、あるいは高圧ガスの製造設置、これだけでも1年近くかかるというような話でございまして、練馬水素ステーションは東京ガスがやっておりますけれども、天然ガスとの併設の水素ステーションであるんですが、それでも多額のお金がかかり、そして2年から3年ぐらいかかりましたと、こういうような話でございました。

私は、その後も、東京の水素社会推進の担当の課長さん、補佐さんと話をしましたけれども、東京では5年後の東京オリンピックに向けて水素ステーションを35か所設置をする、そしてオリンピックの時に、オリンピックで使う車を全部水素自動車、水素バスにしようというような計画になっております。

東京がそういうふうにとると、その後全国に波及すると私は思います。東京オリンピックまでに、かなりのスピードで、かなりの予算をつぎ込んで、水素社会実現に向けてこれをするということになっておるようでございますので、私は徳島県におきましても、5年後の東京オリンピックに合わせて水素ステーションもやっていかなければいけないし、その他の水素社会の実現についても急ピッチで進めていかなければいけないと思います。

27年度、余り具体的な計画を述べていただけませんでした。予算も少ないということもありますけれども、私は知事も力を入れてやっておられるということ言えば、これは早急に27年度に具体的な水素ステーション、水素自動車の普及、それから家庭用燃料電池、これも非常に効果的である。

ここらまた付託委員会の時にちょっとお聞きしますが、家庭用燃料電池も天然ガスの家庭用燃料電池ができる、発売されるようになるそうです。災害用にも大変有効であるということで、こういったことを担当者は是非勉強していただいて、こういったものをとにかく速やかに導入できるように私はすべきだと思います。

事前委員会でございますので、担当室長、北川室長の何か消極的でないかなという感じもした、すみませんね、一生懸命やっているかもしれませんが、最後に部長にも決意を述べていただいて。来年度人事もありますけれども、次の部長に引き継ぐのか、自分がされるのか知りませんが、来年度やはり私が申し上げましたように5年後の東京オリンピックを目指して徳島県としてもやるべきだと思うんですけども、それに対して御意見をお伺いしたいと思います。

福井県民環境部長

大西委員から、東京都内での状況について今御報告を受けました。経済産業省が全国100か所の計画を作っております、今、45か所しかできていないということがありました。

東京都内では、なぜそこがネックになっているのかと言いますと、保安区域、いわゆる水素ステーションの保安エリアを確保するには、やはり土地の確保が難しい、こういうふうなネックがありました。一方では初めての市販車が12月15日に発売をされて、わずか1

か月余りで3倍強のオーダーがきたと、こういうふうな人気を博している車でもあります。やはり何よりも安全性をメーカーとしては重視をするということで今やっておられますので、そういった自動車販売会社の方々もメンバーに入っていて、それで徳島でどうあるべきかというようなことで、今の大鳴門橋の30周年記念の事業だとか、そういったことで今後、県外からの観光の方もたくさんいらっしゃるであろうと、それから高速道路の整備に合わせて、関西広域連合の中でステーションを造っていきたいということで会議を発足させたところでございます。

私の任期の期間内で間に合えばいいんですが、そういった意気込みを持って関係機関と共に連携をとりながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

大西委員

分かりました。是非とも積極的に進めていただきたいと思います。

それから、もう時間もあんまりないので、もう一つお聞きしたかったんですけども、それはまた付託委員会の時にお聞きをしたいと思います。私もちょっと調べられてなかったので、また調べて、質問させていただきたいと思います。

古田委員

日本猿の捕獲の問題で適正管理計画書を作るという御報告がありました。その中で、この報告案については、群れの推定数が約120から160の群れ、それから推定生息数が約4,000から6,000頭ということで、加害猿については10年で半減をするという計画を立てておられるということでした。24年度、25年度は1,400頭近く捕獲をして大変頑張っておられるんですけども、今後どのくらい捕っていけば半減になるのか、増加数がどのくらいと見込んでおられるのか、そこらあたりはいかがでしょうか。

桐本自然環境戦略課副課長

ただいま古田委員から、猿の被害を防止するための捕獲目標についての御質問でございます。説明資料のように、平成24年度に実施しました市町村の鳥獣担当者に対するアンケート、それからテレメトリー調査などによりまして、加害群れの数は約120から140群れ、生息数は4,000から6,000頭と推計をさせていただきます。一般的に餌付けをされました栄養状態のよい猿につきましては、毎年15パーセント程度増加すると言われておりまして、6,000頭の15パーセント増となりますと、毎年生まれる数は900頭程度になると考えられております。加害群れの個体数を減らすためには、毎年900頭以上は捕獲する必要があると考えられます。資料にありますように、24年度、25年度ともに約1,400頭の猿を捕っております。

10年間で推定6,000頭の個体数を半減させるためには、初年度は1年間に約1,200頭、2年度以降は1,100頭、3年度以降が約1,000頭以上の水準で捕獲を進めてまいりましたら、10年後には半減をできるものと考えております。

また、加害群れの半減につきましては、農耕地とか集落を生息拠点として被害を常態化させているもの、それから秋から冬にかけて集落にある農作物などを利用するものに分別しまして、加害度合いに応じて、大型捕獲おりを使った全頭捕獲による群れの除去、それ

から市町村の有害鳥獣捕獲，モンキードックによる追い上げ等を実施して10年後の加害群れの半減を進めてまいりたいと考えております。

古田委員

切実で、たくさんの方から、徳島市でも阿南市のほうでも、すぐ民家のそばまできて、いろんなものを食べていくという被害を言われる方がおいでますので、是非適正な捕獲をして、被害が及ばないように取り組んでいただきたいと思います。

それと、第四期廃棄物処理計画素案策定をしていくということで、294万4,000円の予算が新規事業ということで出されているんですけども、第四期計画というのは、前に出された徳島県ごみ処理広域化計画というのがあるんですけども、こうした計画を基にされて作られるんでしょうか。環境省の方針に基づいて第四期計画を作るということを言われておりますけれども、そのあたりは新しくどういった点が加味をされるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

大西環境指導課長

今、第四期計画について御質問を頂きました。その時に、広域化計画のお話もございましたので、広域化計画と第四期計画というのが全く別物であるということについて若干御説明をしたいと思います。

広域化計画につきましては、平成9年だったと思うんですが、当時ダイオキシンの問題が非常に大きくなりまして、その際に処理を広域化するという国の方針が出されて、それから今計画期間が平成29年ということで進んでおる計画でございます。

一方で、第四期計画につきましては、現在、県の第三期の期間中でございますけれども、国のほうで廃棄物の処理や減量化であるとか、リサイクルの目標を定めて、その定まった内容につきましては、今後県のほうで方針を出すというものでございますので、内容的には重なるようなものではございません。その点、まず御説明したいと思います。

古田委員

そしたら今お話があったように、ごみの減量化，再利用，再生利用，そして適正処理ということで、循環型社会を形成するというところで第四期計画が作られるんですけども、それと全く別物，全くではないか分かりませんが、ごみの広域化処理というのは、相反するような問題が含まれているのではないかと思います。

広域化計画というのは、平成9年，2000年に徳島県が出しています。これによると，1日に最低でも100トン以上の全連続式ごみ焼却施設を設置できるように広域化しなさいということで，それぞれの所に指導されているんですよ。徳島県を徳島市，東部1，2，3，それと南部ブロック，西部ブロックということで，ものすごい広い範囲で焼却施設を造りなさいということを計画しているんです。そして既存施設の改善等の状況を踏まえつつ，広域処理施設の整備時期を決定していく必要があるということで出されているんですけども，こうしたごみの広域化計画というのは，いろんなごみをいっぱい集めてきて燃やし続けなければ，24時間燃やし続けなければダイオキシンが出るということで，広域化すればするほど，ごみの量が足りなくなった所では，公文書を燃やすとか，いろんなもの

で問題が起きているんですよね。だから、第四期計画を作るといって、ごみの減量化それから再利用、再生利用ということを考えれば、広域化計画というのはやっぱり考え直さなければいけないと思うんですけれども、そここのところはどのようにお考えでしょうか。

大西環境指導課長

ただいま広域化計画と第四期計画の内容等を考えれば、相反するのではないかという御指摘がありました。

まず、平成10年に作りました広域化計画、これは平成9年に国のほうが、ごみ処理の広域化計画についてということで方針を出しました。それに基づいて作っておるわけですが、ごまいますけれども、この計画はあくまでも市町村における広域化処理のフレームという形で御提示を差し上げた上で、実際のところ、それぞれの市町村の御判断によって決定されておるということで、県としましては、今回佐那河内村の事例もそうでございますが、それぞれ関係市町村において十分御論議されまして、それで進められておるものについて、何ら広域化計画が妨げるものではございませんし、そのように本来の自治事務というような形で市町村で進められるものだと考えております。

古田委員

佐那河内村では、前にも説明させてもらったんですけれども、33分別で生ごみは一切出さないと、それから、常会ごとにごみステーションを作って、それぞれ住民の皆さんが歩いて出しに行って、それをきれいに処理しているということで、分別も減量化も大変進んでいるわけですよね。もし佐那河内村に造ってしまえば、徳島市なんかは生ごみもそれから紙類も何もかも燃えるごみとして全部出すわけですよね。そういった所のごみを持ってきたら、ほな佐那河内村もそれでええのではないかということで、副村長さんもこの県の職員さんでしたけれども、そういうことを言われます。若い人は皆、生ごみを処理して出すよりかは、みんないけるんだったら燃やしてもらおうという、それも集めますよというふうな方法も言っているわけですよね。

佐那河内村では、そういうせっかく今まで努力して進めてたことが後退するようなことも言われ始めているわけです。だから、やっぱり広域化というのは問題があるのではないかと私は思います。それぞれの自区内処理、せっかく神山町や上勝町や佐那河内村で進めているごみの減量化、再利用、再生利用、こうしたことがうんと、それぞれの所で進められるように、県としては広域化をやりなさいという方向ではなくて、それぞれの小さい所でそういう取組をすれば、もっともっとごみの減量化はできますよということ、やっぱりそれぞれの市町村と一緒にやってやるべきだと思うんです。

今佐那河内村は一部事務組合には入らないということで頑張っています、議会は。だけど、周りの自治体6市町、そちらで早く造ってやらんかというふうなことで、いろいろあるようなんですけれども、県が広域化計画を示してきたのが、今のような状況を作り出している一因にもなっていると思うんですよね。ですから、そここのところはやっぱり国にも働き掛けをして、広域化でなければ絶対駄目、補助金も広域化でないと駄目と言うんじゃないで、やっぱりそれぞれの市町村で、こういう計画の下に焼却場を造りたい、小さい炉でいくということを選択した所にはきちんと補助をするという方向で私はやっていくべき

だと思うんです。国に対してもそういった意見を言っていただきたいし、これだけごみの減量化、再生利用、再利用をやるとういうことを言われているんですから、是非そういう方向で進めていただきたいと思いますけれども、部長いかがでしょうか。

篠原県民環境部次長

今、ただいま古田委員から、ごみの減量化が進んでいる所についてはということで御意見がありました。上勝町、佐那河内村も含めて一部の町村につきましては、ごみの減量化ということでやっておりますけれども、一般廃棄物につきましては各自治体が判断されることとございますので、それにつきましては市町村の判断によるということで御理解を頂きたいと思えます。

古田委員

一般廃棄物は市町村がやることだと言っ、ただ県が広域化ごみ処理計画というのを示しているじゃないですか。こういう方向でやったらどうですかということ言っているんですよ、これ。それは御覧になっておるでしょう、ごみ処理広域化計画というのを。そんなん、これを示して、こういう方向でやりなさいよということ言いながら、あとはそれぞれ自治体でやることですよと、そんなことは通らんじゃないですか。やっぱり示して、こういった方向でやったらどうですかという提案をしてきた以上、それは責任があるんじゃないですか。

篠原県民環境部次長

先ほど、担当課長から申しましたように、平成10年度に策定しました徳島県ごみ処理広域化計画につきましては、そのフレームをお示ししたということとございます。県といたしましては、各市町村の判断によりまして、ごみ処理の進め方がきっちりされた場合につきましては、適正な処理に向けた技術的な助言を行ってまいりたいと考えております。

古田委員

環境省にも行って、私たちは申入れもしてきましたけれども、今、循環型の社会を作ろうという方向と広域化は違うということをやっぱり認識をして、今回の第四期処理計画というのは進めていただきたいなと思えます。

それと関連して、鳴門市のクリーンセンターの問題で、前に委員会で改善すべき点いろいろありますよと指摘をさせていただいて、12月に県の担当の方も鳴門市へお話に行ってくださいっております。どういう内容でお話をされて、どういう改善点ができたのか。毎日毎日燃やしている炉のことですので、お伺いをしたいと思えます。

大西環境指導課長

前の議会におきまして、鳴門市のクリーンセンターのことについて御質問いただきました。

鳴門市のクリーンセンターにつきましては、平成20年に設立、設置されました1日当たり70トンの焼却能力を持った新しい炉でございます。先般12月でございますが、私ども現

地に行って確認してまいったんですけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準において、焼却施設では、ダイオキシンの発生を防止させるために焼却炉の燃焼ガスを800度、2秒以上滞留させるという要件がございます。それに基づきまして、炉の温度を確認してまいりました。

主燃焼室の燃焼ガスの温度は1,200度、それから二次燃焼室の出口というか、出て外側にある部分の温度も872度という温度で、非常に高温で燃焼できておったという状況でございます。こういった部分から現時点で、炉の温度管理等は適切な状況ということで、鳴門市につきましては、そこらをしっかり管理をしてやってくださいよということでお話をして帰ってきたという状況でございます。

古田委員

今、おっしゃってくださったのは二次燃焼室の出口で870度でしたか、「872度」と言う者あり）872度。でもこれ、第二次燃焼室の出口の記録が毎日出ているんですけども、それで見ると出口の場合はほとんど800度を超していない、超している場合もありますけれども、ほとんど超していないんですよ。行かれた時は、872度あったかもしれませんが、11月11日でしたら、第二次燃焼炉の入り口でも532度、それから出口では763度、460度。それから12日でしたら、入り口で766度、出口で772度というように、これで見ると出口は800度を超すときが、もう僅かですよ。こういう状況であるわけですね。

それと、もともと県が合格ですよと言った時は、溶融炉に2か所、二次燃焼室に3か所温度計を設置し、測定結果を記録するための装置を設置する計画となっており、問題ないものと判断できるということで、審査結果は適合ということにしておるんですけども、温度計というのは今全て動いていますでしょうか。見に行った時にはちゃんとできていましたか。

大西環境指導課長

今、燃焼炉の温度の話ですが、温度計につきましては、当初4か所ということだと出されておりました。その中で、現在2か所の温度計で燃焼温度の管理をしておると。あと温度計が故障しておったりする部分、そういった部分の改良はちゃんとしてくださいよということはお伝えしておる状況でございます。

あと、二次燃焼室についても、先ほどの温度を測っている所は、二次燃焼炉の一番後ろではなくて、次の段階にきた所で温度が超えておったと。その状況を確認したということですが、安全側の所で温度は超えておったというところがございます。

古田委員

ずっと以前から温度計の壊れた分は、ちゃんと早く直して改良してくださいということで、鳴門市議会でも議員が取り上げて、そして質問もしているんですね。

だけど、それが何年もの間、全く改良されていないわけです。だから、そういうことで問題じゃないですかと、そのこともちゃんと県が改善するようにしてくださいねということをお願いしているわけで、改善してくださいと言ってきましたよというその後、改善されたかどうかを確認はされたんでしょうか。早く、すぐに、いついつまでにやりなさいと

いうふうな具体的な指導，援助というのが必要ではないですか。

大西環境指導課長

鳴門市に対しては，施設の法的なものの問題はございませんが，そういった維持管理の部分できっちり対応するということはお伝えしておりますし，その報告を頂くようにしております。そのことにつきましては，鳴門市からも今御説明を頂いたりしながら，我々も助言というか，いろんなことをお話をする中で，今後とも適正に運営できるようにということをお願いをしている状況でございます。

古田委員

改善するように言われているんですから，そのことがちゃんとできるように，できたかどうかもしっかり確認していただいて，付近の住民の皆さんは，ダイオキシンがやっぱり出ているのではないかとということで心配をされているわけですので，そのことはきちんと指導助言をしていただきたいと思います。

もう一点だけ，すみません。特別会計で，15ページの水・環境課の旧吉野川の流域下水道の建設事業費なんですけど，他の課はほとんど骨格予算ということで減っているんですけど，旧吉野川の流域下水道の部分は増えている，123.4パーセントも増えているということで，ちょっとお伺いをしたいんですけども，幹線管渠きょの整備等に要する経費ということで，前と比べたら大分増えておるんですけども，これはどういう内容なんですか。

川端水・環境課長

板野町の面整備の状況についてでございます。現在，板野駅から東部地域のほうの面整備を重点的にやっております。今後，その地域については，ある程度面整備ができたということで，面整備の拡大を板野町は考えて，県に対して要望してきたと。現在，委員御指摘の幹線管渠きょの400メートルの延長ですけども，ちょうど，県道徳島引田線が南北に走っているわけですけども，そこにパノラマニュータウンという住宅団地があり，徳島引田線沿いの両端に民家が密集してございます。その地域の汚水を取り込むための幹線管渠きょの400メートルの延長工事ということでございます。

古田委員

流域下水道は大変お金もかかるし，合併処理浄化槽に替えれば大変安くて早くてきれいな水に変わるわけです。新築の御家庭はそれを義務化されておりますし，そういう家庭がどんどん増えてきているわけですので，また大きな幹線管渠きょを造って伸ばすというのは，やっぱり問題ではないかと思えます。

私は，合併処理浄化槽，市町村型の処理浄化槽に今からは切り替えてやっていくべきだと。そして，合併処理浄化槽というのは，災害にも強いわけです。東日本大震災での，下水道がようけあちこちで隆起して，もう全く通らなくなってしまうと，集まってくる所に毎日バキュームカーが行って処理をしなければいけないという状況を見ても，合併処理浄化槽の場合だったら一軒一軒のおうちですから，壊れてもすぐに直せるし，きれいな水に

して返せるということで、そういう方向でやるべきだと。また新たな幹線管渠^{きよ}を造って広げていくということは問題だと思います。

それで、これ、県債の償還金だってすごい額じゃないですか。4億6,481万2,000円、それから維持管理費でも処理場のことに使うんだと思いますけれども2億5,730万5,000円ということで、それを維持管理していくためには、大変な経費が要るわけです。ですから、合併処理浄化槽に切り替えるように、今からでも変えていただきたいということを要望して、事前委員会ですので終わりたいと思いますが、最後にいかがですか。

川端水・環境課長

今、古田委員から下水道整備、いわゆる集合処理と単独処理の浄化槽整備について、浄化槽整備の方が経済的ではないかという御議論がございました。

我々としては、汚水処理施設の整備手法の選定に当たっては、地域特性に着目して、経済性の検討を行ったところ、合併処理浄化槽の整備は人口集積度によらず、一定ではございます。

ところが、下水道などの集合処理では、人口の集積度が高いほど整備費は安価になっていくというデータがございます。今後、県でも人口減少、あるいは高齢化社会が到来するに当たって、汚水処理施設自体をどのように適正に整備していくかということは、我々も今後の検討課題とは考えてございます。

丸若委員長

午食のため休憩します。(11時58分)

丸若委員長

再開します。(13時05分)

森本委員

一点だけ、5分で終わります。

12月の議会で、生物多様性会議のことで、お金も運営も民間任せで県は何もしていないというお話をさせていただいたんですけども、早速、新年度で予算まで付いた感じであります。この中で、生物多様性とくしま戦略推進事業というのが付くことになっておりますけども、先日のシンポジウムでも、小椋課長からメンバーにいろんな説明があったと思う、大変喜んでおりました。その日にすぐに私の所へ、女の人お二人からメールがきて、大変喜んでおりました。今後、どういう形でこれを持っていくのか、予算もどのぐらい付いているのか、そんな話をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

桐本自然環境戦略課副課長

ただいま森本委員から、生物多様性を今後どのように進めていくのかという御質問がございました。

生物多様性の進め方につきましては、人と自然との調和を目指した仕組みづくりを羅針盤としまして、平成25年に策定しました生物多様性とくしま戦略に掲げております14の目

標と12の重点施策を推進していくためには、生物多様性と生態系サービスの価値を県民の皆様に分かりやすく伝える広報，あるいは教育普及活動等を実施，充実していくことが大変重要であると考えております。

また，本県におきましては，他県に類を見ない生物多様性に取り組むNPO法人，それから大学，企業など，豊富な主体を有しております。これらの主体との協働の取組を強化することで，生物多様性とくしま戦略を効果的に実施していきたいと考えております。

特に，生物多様性を守る取組を県が主体的に行うとともに，地域において県民の皆様への普及啓発，実践的な取組を支援していただける生物多様性リーダーの養成，それから生物多様性の保全に取り組んだり，あるいは取り組もうとする企業，団体，学校等に対しましてアドバイザー等の派遣も行ってまいりたいと考えております。今後とも，生物多様性の保全の推進に努めてまいりたいと考えております。

森本委員

県が主体的に取り組んでくれるということなら，民間のほうもNPO法人とか，大学の先生とか，恐らく県の皆さんよりもはるかに先を行っている方もたくさんいるので，こうした形できちっと意見交換をして，進めていってほしいなと思います。

これは，予算も付くわけなんですけども，今のお話では，こうこうこうで進めていって，こうしたいと言うんですけども，具体的に部長，やっぱり予算が付く以上は，形を作られておると思うんですけども，県としての対応について，これはどのような形になるんですか。

桐本自然環境戦略課副課長

生物多様性とくしま戦略推進事業としましては，学校，団体等を想定しております。普及に関する生物多様性リーダーの養成であるとか，リーダーの派遣等々について委託をして推進していこうと考えております。

森本委員

先日のシンポジウムで県の担当者が予算を積んで，センター的な組織をきちっとした形で作りたいという話を聞いたということに参加者が言って，それを喜んでいたという話やね。これ，部長，どうなるんでしょうか。

桐本自然環境戦略課副課長

いつ生物多様性センターを設置するのかというお尋ねでございます。

センターにつきましては，現在検討中でございますが，今議会で予算を認めていただいた後，できるだけ早いうちに設置してまいりたいと考えております。

森本委員

先日のお話，もう皆さん聞かれていますとおりに思います。センター的なものを作っただけのことなので，先ほども何度も言いましたけども，民間の方も相当，前へ行っている人がいるので，情報交換をきちっとして，一緒に運営をしていくというような形

で、徳島県の希少生物、また自然、こうしたことをきちっと守れるような徳島県の環境とくしまを確立してもらいたいと思います。

多分、大した額の予算じゃないと思うんですけども、きちっとこれを作ることが大事なことであって、県の皆さんが主体で取り組んでくれるということは、民間にとっては非常に大事なことなので、その点非常に有り難い話です。よろしく願いを申し上げまして、終わります。

元木委員

私からも地元の要望を踏まえた質問をさせていただきたいと思います。

この度は、日本猿の予算を組んでいただいております。適正計画書につきましても拝見した範囲におきましては大変よくまとまっております。日本猿の駆除ですとか農作物への被害対策等について、いろんな角度から調整されておるなということで、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

ここにおきまして、こういった対策はもう数年前からかなり行政も力を入れているにもかかわらず、地元では特に小規模の農家の方なんかから、いわゆる農作物の被害がどうしても後を絶たないというような悲痛な声が聞こえてきておるわけでございます。

大きな農家の方々については、これまで行政の努力によりまして柵の設置ですとか、そういった部分ではかなり前進をして、あちこちで立派な柵をしている農地も見受けられるようになったわけでございます。

また、猟友会につきましても、会員確保ということで、いろんな取組によりまして、猟友会に参加される方も増えておると聞いておるわけでございます。

そのような中、いのしし、鹿については、そういった対策が功を奏している面もあるかと思えますけれども、猿については特に人間と近い生き物であるがゆえに、なかなか猟友会の方も手をこまねいておるという現状ですとか、鹿やいのししですと柵をただけである程度カバーできるけれども、猿の場合は、高い物を取れたりということで、かなり家屋に近づいてきて、いろんな食物を取って帰ったりということもお伺いしているわけでございます。

そして、対策についてなんですけれども、これは本当に県としては、この対策でいいのかなと思うわけでございます。やはり県が単独で一生懸命やっても、この資料にも書いておりますとおり、市町村によっても取組に対する姿勢にばらつきがある、温度差があるということに加えまして、私の地元ですと、香川県と山で接しておる事情から、やはり香川県ですとか、愛媛県とか、高知県とか、ほかの四国の3県との連携なしに、猿の効果的な駆除というのはできないのかなと。加えて地元の地域において、集落単位で、集落の方の協力も頂いて、この資料にも書いていただいておりますとおり、餌場を作らないとか、猿を寄せ付けないように、猿の生息区域と人間が住むエリアを分けるとか、そういったことも重層的に進めていかない限り、この問題の抜本的な解決にはつながらないんじゃないかなと感じておるところでございます。

このような中、先ほども質問に答えましたとおり、今、猿が県内に6,000頭ぐらいいるということで、平成35年までに半減されるという目標を明確に打ち立てられております。

頭数について減らすというのは一つのやり方であろうと思いますけれども、頭数を減ら

すことが政策の主目標ではなくて、農作物への被害をいかに軽減するかということが一番の目的であろうかと思えます。そういう意味で、農作物への経済的な被害ですとか、人身への被害等について具体的な数値目標なり、現状と今後の見通しなりがございましたら教えていただきたいと思います。

桐本自然環境戦略課副課長

ただいま元木委員から、猿の現状、それから捕獲目標についての御質問であったかと思えます。

猿の現状につきましては、資料に書いてございますように、あくまでも加害猿でございますが、加害猿についての数字が4,000頭から6,000頭で、加害群れにつきましては120から160でございます。

捕獲目標につきましては、現在猿の加害群れ6,000頭ございます。ただ、あくまでも加害群れでございますので、山中におりまして、降りてこない猿の群れは除いております。あくまでも人里に降りて悪さをする猿が多くて6,000頭ということでございます。

それで、捕獲数につきましても10年間で推定6,000頭の個体数を半減させるためには、先ほど申しましたけども、初年度、1年目で1,200頭以上、2年度目で1,100頭以上、3年度で1,000頭以上の捕獲をしたら、10年で半減できるものと考えております。

ただ、これも今現在約1,400頭程度捕っております。今年度につきましても、猿の捕獲数、有害鳥獣捕獲なんですけど、平成26年度4月から10月末日の間で1,052頭捕っております。今、猟期に入っておりますので、若干ペースは落ちると思えますけども、去年並みの数字は確保できるものかと考えております。

猿の適正管理計画に基づきまして、捕獲を進めていくわけでございますけども、先ほど申しました1,200頭、1,100頭程度を捕っていきながら、動向調査、テレメトリー調査をしながら、計画の2年後の改定、あるいは5年後の改定で調整をしていきたいと思っております。

ほかに人里に出ていく猿の追い上げであるとか、追い払いで山に返すということも考えております。

元木委員

個体数調整ということで、また個体数の半減に向かって進めていただくように。もとより申し上げましたとおり、すみ分けというような観点から、人里に近い所に住まわせないような工夫を是非行っていただいて、なかなか猿の場合は、死なすということに抵抗感を感じておられる方もたくさんおいでますので、そういった方の心情にも配慮していただきながら、効果的な対策を進めていただきたいと思いますというわけでございます。

今回、1,100万円の予算で安楽死ですとか生殖抑制、または避妊技術のマニュアル化、技術移転等をされると書かれておるわけでございますけれども、こういった生殖抑制等の医療によって、どの程度効果が出てくるのか、あるいは平成35年度までにどういったタイムスケジュールで数値目標達成に向けて取り組んでいかれるのか。また、この手法というのは恐らく群れごとなくしていくという発想かと思えます。そういう中で、優先順位をどう付けていって、群れをどういう手順で減らしていくのか等で、何か具体的な構想がおあ

りでしたら教えていただきたいと思います。

福井県民環境部長

今、元木委員からもいろいろ御説明を頂きましたけども、まずこの計画にありますように、加害レベル1から3という区分分けをいたしております。非常に緊急を要するのはレベル3でありまして、恒常的に人の住むエリアに野生の猿が入ってくるということで、昨年も12月に板野町内で18名の子供さんを含めて被害に遭われたという事象がありました。特に、御高齢の方で、農作物をせっかく作っても持っていかれるという被害というのも、私どもも十分承知をいたしております。そういったことで、まずは猿については雌が母体となって群れを作って動きます。通年猿というのは2年に1回しか子供を産みませんが、栄養豊富になれば、毎年産むようになってくるということもありまして、まずは人里にどんどん出没をして、また人慣れした猿については、大量に捕獲をして動物愛護に触れないような形で安楽死をします。それから、ある程度出てこないようなレベル2の段階になってくると、今度はモンキードッグなどで追い上げていって、ある程度猿の行動把握をして、それで今度は不妊の措置をする、ホルモン剤、こういったものを埋め込んでいこうというふうな実証実験をしたいと考えています。

大分県の高崎山、こちらにも猿がいるわけですが、あちらでは大体、当初800頭ぐらいだったのが、どんどん繁殖をして1,200頭まで増えました。それで、エリアから外へ出ていって悪さをするようになったということで、私どもも御協力を頂いております岡山理科大学の先生と一緒に、そういうふうなのをうちの県でモデル的に実証したいという提案をいたしましたら、これはすばらしい、全国的なモデルですねと、初めてですということで、日本霊長類学会もバックアップしましょうという賛同を得ていただいたので、今回そういった予算立てをさせていただいたと、こういうことでございます。ですから、まず危害を加える猿については、まずは集中的に捕獲をし、ある程度の数のコントロールができた段階で、ホルモン剤の利用に持っていきたいと考えております。

元木委員

高崎山の事例等をモデルにしながら、これからホルモン剤の投与等で群れごとなくしていく、いわゆるジェノサイドというような方針で県も取り組んでいかれるということで、新たな被害対策がなされていくのかなと期待をしているわけでございます。これにつきまして、先ほど部長からも御答弁いただきましたモンキードッグでしたら、モンキードッグを育成するトレーナーさんといったマンパワーの拡大育成ですとか、モンキードッグを育てる施設自体も県下で充実させていかなければいけないとか、そんな課題もございまして、ホルモン剤を投与する方というのも、一般の方ではなかなか難しいと思われまので、獣医さん等を中心に、群れの中に入っていって、そういった困難な作業を実際にやっていた能力のある方をいかに育成していくか、そしてそういった方への手当てをいかに手厚くしていくかと、そういった課題もこれから出てくるんじゃないかなと思うわけでございますけれども、県の今後の方向性についてお伺いいたします。

福井県民環境部長

今おっしゃられたとおりでありまして、今年度から専門的な動物用医薬品を取り扱う獣医師の配置を私どもの部にいたしました。あとモンキー犬関連だとか、それからそういった養成施設、こちらについても非常に重要であると認識いたしております。私どもの県民環境部だけでは非常になかなか難しいものですから、横断的な形の中で対応をできたらなと思っております。いずれにいたしましても、人への被害の軽減をまず第一にスタートを切りながら、農作物被害、こういったものの被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

元木委員

ありがとうございます。是非、しっかり取り組んでいただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、やはり広域的な視点と集落単位でのミクロな視点、複層的な対策によって初めて効果が得られると思っておりますので、県民の御理解も頂きながら、効果的な対策がなされますように、一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

加えまして、先議会でも少し取り上げさせていただきました今回の年末の大雪被害への対応に関連しまして、今もまだ地元の大藤、奥村地区等では河川に落木等が残って、なかなか撤去が進まずに、河川環境を破壊しているんじゃないかという指摘もございます。そういった対策をまずお願いしたいということなんですけれども、今回の質問は、今回の災害で得られた教訓をいかに生かしていくのかということについて少しお伺いしたいなと思うわけでございます。

この度の災害で、長い所でしたら一週間から十日間ぐらい電気がこなくて、本当に寒い時期にもかかわらず、電気なしで生活をされた独り暮らしのお年寄りの方ですとか、高齢者世帯の方がたくさん出たわけでございます。この教訓というのは、まず電気に頼らずに生活をされてきた方ほど、それほど影響を受けなかったということでございます。皆様方も御承知のとおり、一昔前までですと、電気をほとんど使わない生活スタイルというのが大体山部の方の生活、山部というか平坦部も含めた生活スタイルでして、まきですとか、炭といったものを有効に活用してお風呂をたいたり、水も水道水ではなくて、谷の水、井戸水といったものを有効に活用して生活水とか飲み水等に使われてきたわけなんですけれども、やはり生活の高度化と言いますか、情報化社会の進展に伴いまして、便利さを追求していかれる機運が高まった中でオール電化ですとか、電気を使った生活様式になってきたということで、今の現状になっているかと思えます。

このような中で、牛とか馬を使った農業とか林業のやり方ですとか、家畜のふん尿を例えば畑の肥料にするとか、そういった昔ながらのライフスタイルから学んでいくこともあったんじゃないかなと私自身は思うわけでございます。こういったことを含めて、県に聞くのもあれなんですけれども、今回の災害を踏まえて、農業、林業、関係部局が一緒になって教訓を考えて、県民の方々にもそういった教訓を生かした、またライフスタイルというのも提案して、災害に強いまちづくり、県土づくりに資するべく取り組んでいくべきと考えます。これは、私の個人的な要望でございまして、そういった環境の面にも配慮しながら、多様なライフスタイルを提示してあげて、こういったことが起こらないような、例えば電気が一切なくなったとしてもいけるような生活スタイルというのを、県として進めていくのも一つのアイデアかなと思ってお伺いしたわけでございますので、是非そうい

った点にも御配慮いただきたいと思うわけでございます。

委員会の資料で、私がちょっと知りたかったことがございましたので、併せてお伺いしたいと思っておりますけれども、学校教育振興費で960万円でエネルギー放射線の教育をされるということでございます。今、再生可能エネルギーですとか、先ほどの話にもありましてとおおり、昔ながらのライフスタイル、石油や石炭を使う前の時代は、ある意味再生可能エネルギーを有効に活用して、全く電気なしで生活をしていたという人類の歴史があるわけでございますけれども、そういう中で放射線の教育とか、エネルギーの教育を子供たちにどういう伝え方をされようとしておられるのか、またそのことによってどういった効果を期待されておられるのかということでお伺いできたらと思っております。

草野学校政策課長

元木委員から、今回予算を載せております環境・エネルギー教育支援事業、また学校における再生エネルギーを含めた教育での御質問でございます。

まず、環境・エネルギー教育支援事業につきまして、少し御説明を差し上げたいと思っております。

今回、環境関係では2本でございますが、少し額の少ないほうが、学校版環境ISOの取組の関係でございます。少し額が大きいほうでございますが、こちらが環境・エネルギー教育支援事業ということでございまして、国の文部科学省の原子力エネルギー教育支援事業、こちらのお金を支援いただくというか、支出するわけでございますが、こちらを活用しまして学校教育で使う設備、備品、こういったものの購入に充てたりですとか、そういった形で教育環境の充実といったものを図っていきたくて考えているところでございます。

具体的な学習内容の関係でございますが、エネルギーの関係でございますと、よくありますソーラーパネルを使ってモーターを動かすですとか、そういった形の太陽光を使った、太陽光の持つエネルギーの活用ですとか、またそのエネルギーの見方、エネルギーの変換ですとか保存、蓄電という意味でございますが保存、それからエネルギー支援の有効活用などの学習内容の理解を促すといった観点で、学習器材と言いましょいうか、そういったものの購入にも充てながら、学校教育の中で子供、児童、生徒の学習理解に努めているところでございます。

また、放射線の関係でございますが、こちらにつきましては放射線に関する実験、このようなものを通じまして放射線に関する理解、理解というのはどういうものかという意味でございますが、その理解とともに正しい知識の習得を目指しているところでございます。

元木委員

先ほどの話とも関連いたしますけれども、私自身もそうですけれども、今の子供さんというのは、特に今の便利な状態が当たり前と思われておられる子供さんも多くて、電気を使って、関連製品等で豊かな暮らしを実現されておる状態が普通という感覚で多分育ってきておるのかなと思うわけでございます。このような中で、今回の原発の事故とかがあって、県もこういった取組をされておるのかなと推測しておるところでございます。

日本の歴史でも、江戸時代というのは、その時代の流れに応じて、町民の方々がそれぞれ環境に優しいライフスタイルを地域ぐるみでされておったという歴史もあったと聞いております。

また、18世紀中頃の産業革命以前は、石炭や石油を使わずに、先ほどおっしゃいましたとおり、再生可能な、いろいろな地域に眠っている資源というのを有効に活用して、生活をされてきたわけでございます。

しかしながら、今の世の中というのは、その当時の平均寿命が四十歳もいかないような社会ではなくて、もう人間が百歳以上まで生きることのできる時代になって、そういった時代の中でいかに歴史との調和、また世界各国との調和を取りながらも、バランスのとれた生活をしていかなければならないのかということを考えていかなければならない岐路に立たされていると感じておる次第でございます。

このような中、環境教育、エネルギー教育というのは、これから子供さん自身が大人になり、また高齢者、老人になっていく過程で、知っていただくべきことがたくさんあると思っておりますので、そういった点も含めて、歴史的な視点も含めて、効果的な教育を行っていただきたいということも要望させていただきたいと思っております。

最後に、予算の関係で一点、騒音振動対策費で54万5,000円ということで、この事業は工場等の調査、指導に要する経費ということで記載をされております。騒音と聞いて私が今ぱっと実感するのは、地域の方々、今、独り暮らしの高齢者の方を中心に、夜も昼も、在宅医療が進む中でずっと家で過ごされている方が多くて、そういった方からよく聞くのが、道路から出る音、例えば高速道路、国道や町道、県道等で、段が少しあつたら車が跳ね上がる音ですとか、用水路に蓋をしてある部分のがたがたする音ですとか、こういった音があつてゆっくり休めないといった声を聞くわけでございますけれども、こういった道路から出る騒音について、調査というのは何らかの機関がなされているのかについてお答えを聞きたいと思います。

山崎環境管理課長

騒音の調査に関する御質問でございますが、こちらの騒音振動対策費につきましては、工場、事業所から発生する騒音、それから建設作業で発生する騒音、そういうものを主に調査するという目的で、調査費に充てております。

それと、今、委員おっしゃっていただきましたように、道路騒音につきましては、市町村と一緒に幹線道路で測定をしております。ある一定の基準がありまして、それを超えるような場合は、道路の管理者に要請ができる仕組みがございますので、測定については毎年幹線道路で行っております。

ただ、要請ができるような値というか、そういった高い騒音が発生しておるような状況ではございません。

元木委員

最近、道路網がかなり本県の県内各地でも充実しておりますので、平坦部、山部共に今まで舗装されていなかった道がきちっと舗装されたり、そういったことでいろんな新しい課題というのも出てきておるのかなと、こういう気がいたしております。例えば、山部でも

昔、林道で土の道だった所が舗装されて、水の流れが大きく変わって、畑地かんがいで抜いた水路があふれてしまったといった話もよく聞いておりますので、そういった騒音ですとか、道ができたことによる水路の計画の見直し、こういった点についてももしっかり取り組んでいただきたいと思います。

あと、それに関連しまして、公共下水道の補助金についても、県で今回予算措置を頂いております。2,170万円ということでございますけれども、今大体、県全体でどの程度計画が進捗しているのかということにつきまして、数値的なものももしあれば教えていただきたいと思っております。

川端水・環境課長

今、元木委員から下水道に関する各市町への補助ということでございますけれども、もともとのこの制度は、市町村が実施する公共下水道の整備促進と市町村の経費負担の軽減を図るための県単独の補助金として創設してございます。これは、平成8年度から17年度まで下水道事業に新規着手した市町村を対象に、各年度ごとに1市町村当たり補助金3,000万円を限度に事業着手から最大10年間起債償還に対する補助制度として創設されたところでございます。

現在は、下水道の整備というのもある程度進捗してございますし、県の財政事情もございまして、平成18年度に、平成19年度からの要綱を改正しまして、平成19年度から実際に起債の償還が始まる、起債は5年据置きになっておりますので、据置期間後におきまして予算の範囲内において補助金を交付する仕組みとなっております。

元木委員

今、全体の計画がある中で、どれほどの進捗がなされておって、今後どういった計画で残った所を改良していくのかということについてお伺いをしたかったんでございます。

私の地元におきまして、もともと農地だった所の宅地化が進んで、農地の宅地転用等をどんどん繰り返していくうちに、もともと農業用水しかなかった所に、どうしても下水道ですとか、污水管を引かなければならないというような所がございまして、こういった計画を県がリードして市町村に働き掛けて、今の時代に合ったものにどんどん変えていく作業が必要なんじゃないかなと、私自身は感じておるところでございます。このような中で、補助についても計画の見直しですとか、今の時代に合ったものにするというような視点もしっかりと入れて、市町村の担当者の方ともよく連携を密にとって、しっかりした事業をやるように押し進めていただきたいと思いますということを要望させていただきまして、終わります。

木南委員

元木委員の質問と重複するかも分かりませんが、せっかく学校政策課長が見えておりますので。

環境教育というのは、子供の時から非常に大事だと思います。そこで、学校版環境ISOの説明をちょっとしていただいて、次に新学校版環境ISOに移行するということが、従来のISOと新ISOの違いを説明していただきたいと思っております。

草野学校政策課長

木南委員から、県下含めて取り組んでおります学校版環境ISOについての御質問でございます。

まず、こちらの旧の取組、今やっておりますのは新でございますが、古いものにつきましては平成16年から実施をしているものでございまして、学校の中の環境教育の中に位置付けた本県独自と言いましょか、学校の中で計画を立てて、環境の保護の活動を実施するという意味で、ごみの分別ですとか、節水ですとか、水道をなるべく使わないようにしますとか、幾つかのそういった学校の中で行える環境に優しい取組といったものを、計画を立てて実際やってみて、チェックをして、更に改善していくと、いわゆるPDCAサイクルといったものを取り入れることで、児童、生徒、教職員が一体となって学校で環境保全の活動をしていくといったものでございます。

今やっておりますのが、新という名前の付くものでございますが、それまでは学校の中でやっていたものを少し意欲的に、家庭や地域にも波及をさせていくといった観点を新しく盛り込みまして、平成24年度から新学校版環境ISOといった取組に移行しているところでございます。したがいまして、現在取組の認定といったものも毎年しているわけでございますが、現在やっておりますのは新になってございます。

こちら、現在の認定校数でございますが、平成25年度末、今年度また進んでおりますが、240強の学校、これは高校も含めてでございますが、活動に取り組んでいただいております。

木南委員

県内で学校は何ぼあるんかいな。百分の何で教えてくださいか。

草野学校政策課長

具体的な学校数でございますが、小学校は186校でございますが、そのうち古いものと新しいものを含めて135校でございます。すみません、ぱっと割合が出てきませんが、186分の135という意味でございます。

中学校でございますが、中学校は86校だったと記憶しておりますが、申し訳ございません、80半ばだと思っております。そのうち、古いもの、新しいものを合わせて57校でございます。

続きまして、高校は全てでございますが、特別支援学校等含めて、現在53校でございます。ほぼ取っていただいているという状況でございます。

木南委員

結局、新ISO、学校版ISOというのは、社会や家庭へもいわゆる影響をさすと、こういう意味だろうと思うんです。多分旧来の学校版ISOにしても、子供たちに教育するということは、だんだん大人になっていって社会にも還元していくと、教育というのはそういうことだろうと思うんです。だから、恐らく従来のISOあるいは新しいISOも、目的はあんまり変わらぬのではないかと思うんですが、これ今御報告いただいた小学校、中

学校、高校にしても、かなりの比率ですが、企業だったらISO認証と言うのかな、学校も認証とかそういうことがあるんですか。

草野学校政策課長

こちらの制度でございますが、県の教育委員会が認証という形でさせていただきまして、銘板と言いましょか、そういったものを各学校の、例えば生徒の入る入り口の所ですとか、そういった所に張るといのは、ほぼ認識しております。

木南委員

私自身は、教育委員会の常套手段^{とう}で指定校を作って、どこそこでテストをする、あるいは実証実験もするとかいうことがあると思うんですが、これはそういう意味じゃないんですね。

これは予算的には余り要らない予算なのかな。今、最後にあります予算から言うと、先ほどの予算の質問と重複するんですが、983万円じゃないのか、これはこの予算では使わない、こういうことなんですか。

草野学校政策課長

ISOの予算でございますが、今御覧になって言われておりますこちらの23万円のほうがISO関係でございますが、何か補助をしたりですとか、そういったものではございません。あくまでも、学校で取り組んでいただく、この関係の予算は、少しの数でございますが、学校でまだ認証を頂いていない所がございますので、そういった所への指導、助言ですとか、そういったものの関係の合計費でございます。

木南委員

頭で申し上げましたように、環境教育というのは非常に子供の時から大事なことだと思うんです。ISOというのは社会でも、14000かな、環境は、そういうふうなことがあるので、環境教育というのは非常に大事だと思うんです。予算にかかわらず、考え方の問題、メンタルの問題でありますので、予算を使わずに今、県が進めているゼロ予算で成果を得るということで、非常に見本じゃないかと思っておりますので、頑張ってもらいたいと思います。

大西委員

もう一つお聞きをしておきたいと思えます。

次世代のことをさっきお聞きしましたが、現在のCO₂削減のための措置で電気自動車、プラグインハイブリッドを今普及しようとし、なおかつ、基盤整備をされつつあると思うんですけれども、県の計画としては、充電器をいつぐらいまでに何箇所ぐらい設置するようになっておりますでしょうか。

北川自然エネルギー推進室長

今現在、数値目標等々は、オンリーワンの行動計画の中で持つておる数字だけでございまして、実は26年度までに15基を造っていくといったところでございました。

これに対しまして、今現在、実際どうなっているかということをお説明させていただきますと、25年度末までで14基でしたが、県とあと民間の設置も進めまして、26年度末現在で急速充電器が51基設置される見込みとなっております。現在、運用中が25基でございます、設置に向け、今工事を進めておりますのが26基という形になっております。

大西委員

分かりました。行動計画で26年度末に15基設置という目標で、ところが大幅に上回っているということですかね。既に設置しているのが25基で、今設置しようとしているのが26基ということで、非常に素晴らしいことだと思います。

それで51基で、今工事中のも含めてでいいですけど、民間はどれぐらいで、公共というんですかね、公的なものは幾らぐらいなのか、どれぐらいの内訳になっているのか、それから県が設置しているのは何基なんですか。

北川自然エネルギー推進室長

51基の内訳でございます。

まず、県の内訳でございますが、本庁舎、徳島保健所庁舎、それと今現在設置しておりますのが、阿南保健所と南部防災館、これが今年度のできるものでございます。

あと、公的な所でございますが、上板のサービスエリアに2基、もう既に設置がされております。あと、今工事が進んでおります市町村も含めて御説明いたしますと、道の駅が鷺の里、日和佐、大歩危、三野、にしいや、もみじ川温泉で今現在進んでおりますのと、吉野川のハイウェイオアシス、ここで2か所となっております。

数にいたしまして、今御説明したものが8か所と、空港ビルで1か所付けるということとしておりますので、計9か所と、終わっておりますのが2か所ですので、11か所の公的な機関で造られている。再度言いますと、県庁が4か所、それから公的な機関が11か所、それを全て合わせますと分母が51でございます。

大西委員

今、県庁のほうは4基、高速充電器が設置されているということで、あと11基が市町村などということでしたかね。それ以外は民間ということですかね。

それで、そういう状況は分かったんですけども、私もずっと四六時中見ているわけではないので分かりませんが、どうもここの県庁の所、駐車場に1基付けていると思うんですが、あんまりプラグをつないで充電している状況を見たことがないんです。当然企業局所有の車とか、県庁の分は充電していると思うんですが。

保健所の所にも1基ありますよね。あれも、ちょくちょく通るんですが、いつ行っても、とにかく使っている様子がないんですよね。それで、少なくとも県が設置している4基の使用状況は把握されておられるのでしょうか。そして、できれば市町村の公的な11基の充電器も、どれぐらい使用されているのか、また民間ではどれぐらい、民間はなかなか把握されていないかもしれませんが、そういう今までずっとやってきて51基。非常に素晴らしいんですが、造ったはいいけども、使わないということであればもったいないし、もっと

もっとPRして、ここに充電器があるので。これ今充電するのは無料でしたよね、売電しちゃいけないんですかね、だからガソリンみたいに1リットル幾らで売ってはいけないと思うんですけども、全部無料です、充電の場合ね。充電した人は得すると思うんですけど、今の時点では。こういう無料で充電ができますよということも、もっとPRしてやるべきでないのかなと思うんです。使用状況等を把握されているか、県の4基だけでも最低ですよ。それから、どんな状況なのか、そして私はあんまり使われていないんじゃないかなという気がするんですが、PRをして使っていただくには、今後どうしたらいいのかというのをちょっとお答えいただきたいと思います。

北川自然エネルギー推進室長

幾つか御質問を頂きました。

まず、県の持っているものの使用状況でございますが、今現在2か所につきましては年度内に造られるということで、2か所だけが今動いているということで、まずは2か所の分の利用状況でございます。

徳島保健所の充電スタンドにつきましては、平成24年6月11日から一般開放をしております、24年度が30回、25年度が85回、それと26年度は現在までで32回でございます。ちょっと落ち込んでおりますが、これは7月から10月までメーカーのほうで修理があったということで利用できていない期間がございますので、ちょっとこれは申し訳ございません。こういう数字になっております。

一方、県庁の外来駐車場の充電スタンドにつきましては、平成26年3月26日、もうほぼ本年度1年間の利用実績でございますが、1月末までの利用実績は287回になっております。

それと、公的な所でございますが、先ほど言いましたとおり、今年度、さきの議会でも御論議いただきました。国の補助制度はスタンドに対し3分の2という補助率になっておりますが、9月末までに申請があるものに対しましては、民間がてこ入れをしようということで、残りの3分の1も民間が支援するという事業がございまして、これが進むことによりまして、今年度大幅に伸びたといった状況でございまして、今それが3月までに鋭意工事が進んでいるところでございます。

ですから、今できておりますのは、上板のサービスエリアの2か所でございます。これ、NEXCO西日本と思いますが、ちょっとその状況はまだ把握はしておらない状況でございます。

あと、無料か有料かといったところでございます。当然、今お話のあった3分の1を民間に支援していただく、てこ入れをしていただくとともに、例えば市町村で設置、又は民間が設置されますと、利用状況によって電気代が発生いたします。この電気代をユーザーの方に御負担していただくような仕組みが今年度設置されております。ということで、県の施設につきましても、新たにできた2か所につきましては、電気自動車を買った時に、各ディーラー等が持っていますカード会社と、ちょっとすみません、料金が分からないんですけど、月約二、三千円の契約、それさえ払っておけば、もうあとは何回でも利用できると。実際、非常に安価にできるといったところでございます。

県庁の2か所につきましては、当然利用する方のサービス、それと平日しかないという

ことで今のところは無料で利用をさせていただいているところでございます。

あと、PRにつきましては、日産等でEVステーションを検索いたしますと、すぐどこができるのか、どこにできているというのが、お出掛けの際に分かるような形になっておりますので、そういったところで今PRが進められておるところでございます。

大西委員

もう時間がないので、ちょっともう一回聞きます。

県庁の287回というのは、365日のうちの287日ということですか。よく分からないんです、287回って何が287回なのかと。1年のうちなのか、1か月のうちなのか、それがよく分かりません。

それから、同じように30回、85回、32回と言うんですけど、1年間で30回なんですか。1年間で30回なんて、1か月に2回ということですかね。2日間ぐらいしか使っていない、二、三回ということですね。これは非常に少ないんじゃないかなと思うんです。

それで、もう一つ最後に私の認識が余りなかったんですけども、有料化するということですね。急速充電器を今後有料化する。これは来年度から有料化するんですかね。それで、県の駐車場、県庁とか保健所で今2か所設置していると思うんですが、27年度は合計4か所になるんですね。4か所については、県は電気自動車の充電器を有料化する、こういうことでよろしいんですか。そのことだけでいいですから、簡潔にちょっと。

北川自然エネルギー推進室長

保健所の数につきましては年間30回、85回、32回でございます。

一方、県庁につきましては、3月26日から1月末でございます。日数にしますと約300日程度で、あと土日が開いていないので、平日のうちで287回でございます。

もう一点、有料化というところでございますが、もともと3分の1負担のところを、県が今回の補正予算の時に、ほぼゼロ予算で2か所を設置させていただいています。この3分の1につきましては、当然今言いました民間支援のルールの中にそういった社会的と言いますか、全国的にEVを普及させていこうというカードシステム、それに対応していくのが条件でございましたので、当然それは必要なものだと考えております。

あとの2か所につきましては、ないです。

大西委員

有料化するのかという話ですよ、県の駐車場。

北川自然エネルギー推進室長

今現在の2か所はそのままでございます。新しい2か所のみに。

大西委員

新しい2か所、阿南と南部ですか。

北川自然エネルギー推進室長

そうです。

大西委員

そんなに高くはないけど有料化するということなんですけども、公共の県の施設に造って、それで電気自動車を普及させようということやると。しかも、片や県庁と徳島保健所の敷地の分については、今までどおり無料で一般開放するということについては、ちょっとちぐはぐな感じがするし、どうしても応能応益負担、応益で負担をしなきゃいけないと言うのであれば、全部する必要があるんじゃないかなと思うし、もうちょっとそこら辺、考える必要があるんじゃないかなと。電気自動車が、あるいはプラグインハイブリッドが相当数出回って、もうそういうのは必要ありませんよという状況なのかどうかということ把握した上で、有料化に踏み切ることが必要なのではないかと私は思います。今までの2か所は無料、これからの2か所は有料みたいなことは、何となくちょっと聞いていてよく分からないので、検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

黒崎副委員長

私から一点だけ御質問をさせていただきます。

その前に、一昨日、鳴門で環境のボランティアの皆さんの集いというのが行われました。今朝の徳島新聞にも出ていたと思うんですが、大変多くの方がこられておった中で、徳島県のほうからも大勢の方々にきていただきまして、大変有り難かったなど。お休みのところ、ああやってわざわざお出ましを頂いて、篠原次長も寒風が吹きさらしてる中をみんなと一緒にごみを拾っていただいたということでございます。心から感謝を申し上げたいと思います。まず御礼を申し上げておいて、それから私から、空き家対策のことについて、今日県土整備の方が出てきておられますのでお伺いしたいと思います。

まず、県の市長会から空き家の除去についての基準が、徳島県のはちょっと厳しくないんだらうかというふうな要望書が昨年出たと聞いているんですが、それはどうなんでしょうか。

藤本住宅課建築指導室指導・宅建担当室長補佐

市長会から要望のあった老朽危険空き家除却支援事業についてでございます。

地震時に道路を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家について、その除却を促進し、地域の防災性の向上を図るため、平成25年度に老朽危険空き家除却支援事業を創設しております。

平成26年度からは、住宅の空き家以外にも、倉庫、店舗等の老朽危険空き家・空き建築物が点在していることから、これらを支援対象に追加し、事業名を老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業と改めております。

この事業は、除却を行う所有者に対して助成を行う市町村に対しまして、一定の要件の下、県が支援するものでございまして、限られた財源の中、地域の防災力の向上を図るという観点で、災害時の避難救助活動の支障となる老朽危険空き家に特化し、国の制度に上乘せする形で支援を行っております。

対象となる空き家・空き建築物につきましては、倒壊すれば前面道路2分の1以上を閉

塞などし、避難時に支障を来すおそれがある物件、それから市町村が老朽危険空き家・空き建築物として是正指導をした物件、それから老朽危険空き家・空き建築物の不良度判定の基準がございまして、住宅地区改良法第2条の第4項に規定する不良住宅で、構造の一般の程度、それから構造の腐朽又は倒壊の程度の評点が合計150点中の100点以上である物件ということで対象にしております。

それで、委員お話の市長会からの件でございますが、前面道路2分の1以上閉塞の要件の撤廃、それから評点の国の基準並みの緩和という二点について要望がなされております。

このうち、評点につきましては、平成27年度から地震に伴う建築物火災による延焼防止の観点から、不良度判定に防火上又は避難上の構造の程度、これを追加いたしまして、評点が現在は150点中100点でございますが、合計200点中で100点以上の物件を対象にする要件緩和を実施することとしております。

それと、前面道路の閉塞につきましては、事業の趣旨を踏まえまして、今年度から幅員の狭い道路におきましては、2分の1以上閉塞しない場合でも、個々の道路の幅員を勘案しまして閉塞を判断することとしておりまして、具体的に言いますと、道路幅員が例えば2メートル50センチである場合は、2分の1閉塞が1メートル25センチとなりまして、1メートルの閉塞でも、通行可能な幅員が残り1メートル50センチとなりまして、救急車などの緊急車両が通行できなくなるということから、ここを緩和して補助の対象と考えております。

黒崎副委員長

今伺いますと、火災という観点が入ったということで、200点の中で100点クリアすれば可能であるというお話でございますが、これはいつ決まりましたか。まだ、市町村で知らない所もあるんじゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

藤本住宅課建築指導室指導・宅建担当室長補佐

今の評点につきましては、来年度からやるということでございます。

黒崎副委員長

分かりました。来年度から、これは実施をされるということによろしいですか。分かりました。

これ、空き家の形状とか道との形というのは、市町村によってやっぱり事情がかなり変わってくるんだろうなと思うんですが、今までどうでしょう、この制度に対してオファーがあったというか、働き掛けがあって、既に前に進んでいますよとかという所は、どのぐらいあるんですかね。何町村というふうな表現でおっしゃっていただければと思うんですが。

藤本住宅課建築指導室指導・宅建担当室長補佐

これまでの空き家除却の取組に対する実績でございます。

平成22年度からですと、戸数でいきますと平成22年度が5戸、平成23年度7戸、平成24年度21戸、平成25年度が51戸となっております。

黒崎副委員長

かなりこれ、段階を踏まえて増えてきているんだなと思います。要件の緩和も進みそうなので、来年度からもっと増えてくるかなと思いますので、できれば、分かりやすいブリーフィングというか、情報の発信を是非ともお願いをいたしたいと要望いたしまして質問を終わります。

丸若委員長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。（14時16分）